

## 【金銭出納簿】 収支項目等一覧表

分類	収支項目	項目の例示
収入	繰越金	
	市補助金	
	預金利息	
	積立金繰入	別口座で管理していた積立金を中山間の会計に繰り入れる場合に選択
	借入金	
個人配分	個人配分	
	個人配分（前年分）	前年に交付された市補助金を年をまたいで配分する場合に選択
共同取組活動費	役員報酬	代表者・会計・書記担当など、協定書に定められた役員に対する報酬
	会議・研修費	<p>会議・研修等への参加費用、費用弁償、会議参加者へのお茶代※①、会場使用料、バス借り上げ料※②、講師謝礼など</p> <p>※①食事・飲酒に係る支出は含めないこと。                      ※②研修旅行等を行う場合で、客観的に見て観光旅行的な要素が大きい内容の経費は、共同活動費として認められない可能性があるので注意すること。                      また、共同活動費でなく、一旦個人に対して配分した個人配分金から任意に徴収する、という方法で飲食や旅行を行う場合は、組織の自由であり、市への報告は一切不要。</p>
	共同作業費	農地の維持管理、多面的機能増進活動、鳥獣被害防止活動等の共同作業にかかる経費。草刈り、江ざらい、防除等に対する日当、傷害保険料、活動に使用する機械の借り上げ料、作業参加者に配布する飲料代など
	資材費	スコップ、草刈り刃、除草剤、防草シート、景観形成のための花苗など
	工事費・委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路・農道等の補修工事、雑木の伐採等を外注する場合など</li> <li>・防除作業等を業者や組合等に委託する場合など</li> </ul> <p>※業者に委託する作業等は、共同作業費でなく「工事費・委託費」を選択すること。</p>
	共同利用機械・施設管理費	共同で利用する機械や施設にかかる経費。購入費、修理費、農機具共済保険料、燃料費、オペレーター賃金、ポンプ設備などの集落で共同利用する農業用施設の維持管理費、共同利用機械の保管に係る経費など
	助成金	各種団体、活動への助成金など、外部の団体に対する支出
	積立金	<p>執行計画に基づく、積立金としての支出</p> <p>※積立金は同一通帳内ではなく、別通帳での管理が望ましい。</p>
	事務費	事務用消耗品、印刷代、振込手数料など、事務に要する経費
	雑費	借入金利息など、各項目に該当しない共同取組活動への支出
その他	借入金返済	

ここに項目のある収入以外は、計上しないでください。